

平成18年度 第4回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成19年3月16日（金）13時～15時20分
2. 場 所 鹿屋体育大学大会議室、国立スポーツ科学センター会議室
3. 出席者
東京会場 学外委員 上治、岡崎、西田の各委員
学内委員 高橋、三觜の各委員
鹿児島会場 学内委員 芝山、松下、児玉の各委員
4. 列席者
東京会場 吉武学長補佐
鹿児島会場 中村、坂東の各監事、倉田附属図書館長、西菌学長補佐

5. 内 容

1) 開 会

議事に入る前に、事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成18年度第3回経営協議会の議事要旨について確認された。なお、前回の経営協議会において指摘されたJOCのオリンピック強化指定選手と本学の特別強化選手の関係及び北京オリンピックの文言使用については、学内での調整状況について報告があった。

3) 諮問事項

理事の任命について

芝山学長から配付資料に基づき、平成19年3月31日付けで常勤理事（組織・運営担当）の高橋理事より辞任の申し出があり、これを受理し、後任の理事に井上明氏を任命することの諮問が行われ、審議の結果、了承された。

4) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

(1) 平成19年度国立大学法人鹿屋体育大学年度計画について

三觜委員から配付資料に基づき、これまでの中期計画の達成状況を考慮した上で策定した平成19年度国立大学法人鹿屋体育大学年度計画について、欠席学外委員から入試の在り方、教員研究組織の見直しなどの意見を含めて説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 資料中に記載されているイチパー学会の世界大会は、過去に日本国内で開催されたことはあるのか。また、参加者数はどれくらい見込まれるのか。
- 平成5年に横浜市で開催され、平成16年には本学において第5回イチパー・アジア地域学会大会が開催された。なお、イチパー学会の世界大会の参加者数については400～500人位と予想している。

(2) 平成19年度国立大学法人鹿屋体育大学予算案について

三觜委員から配付資料に基づき、平成19年度における国立大学法人鹿屋体育大学の収入・支出予算案について説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 退職手当は、前年度比で約3,400万円増えているが、退職者の人数によって運営費交付金として文部科学省に要求できるものなのか。あるいは大学独自の運用で運営費交付金の中から捻出するのか。
- 退職手当は、運営経費とは別の予算立てとなっており、基本的には大学で積算して要求しているが、文部科学省においては、各国立大学の予算要求を受け、国立大学法人全体を見た上で各大学に配分している。なお、本学における平成19年度の退職手当は、要求額よりも多く配分されている。

(3) 平成19年度鹿屋体育大学自己点検・評価及び第三者評価に関する方針について

三觜委員から配付資料に基づき、本学の教育研究及び大学運営等の改善に資することを目的に、平成19年度における自己点検・評価に関する方針を定めることについて説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(4) 国立大学法人鹿屋体育大学通則及び鹿屋体育大学事務局組織規程の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、学校教育法の改正、教員と事務職員が協働する組織である室の位置付けの明確化及び事務局における新規職種の設置に伴う、通則及び事務局組織規程の一部改正について説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 副課長を置くことの意味と室との関係について伺いたい。
- 室は、これまでに教員と事務職員の協働体制の組織として事務局の中に設置されていた。

副課長の設置は、室とは別の制度設計である。他大学においては、副課長レベルに管理職手当を支給している例が多いことから人事交流を踏まえ労務管理上、本学の就業規則を変更し、副課長の制度化をしておくということである。現在、副課長の業務等の制度設計について事務局で検討中であり、すぐに適用するということではない。

- 事務局組織規程に企画室等に関する業務を明示する主旨について伺いたい。
- 室は、法人の業務を行うことから、法人の組織としての位置づけを通則で規定したものである。さらに室は、教員と事務職員の協働組織であり、各課職員が横断的に参加することから事務局組織規程の中で各室の総括事務担当課を明らかにしたものである。
- 各室の構成を定めた設置基準はあるのか。課と室の位置づけはどうか。
- 各室の構成、人員を明確した設置に関する要項を別途定めている。室は学長の直属の組織として位置づけ、課は事務局に置くものであり、指揮命令系統はそれぞれ独立している。

(5) 大学院設置基準等の改正等に伴う鹿屋体育大学学則の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、大学院設置基準の改正、博士後期課程の入学定員増、学校教育法の改正等に伴う学則の一部改正について説明が行われ、以下の質

疑が行なわれた後、原案のとおり了承された。

○ 学則において大学の目的を規定している条文の中で、レクリエーションを明記する必要があるのか検討を願いたい。

● レクリエーションは、開学当初から学則に規定されていた文言である。従来からの教育研究の対象を前提に人材養成や社会貢献などをどのように進めていくかの観点から、大学院修士課程及び博士後期課程の内容を明確にするために、「体育・スポーツ、レクリエーション及び武道」を「スポーツ・健康」に総称するという法令上のテクニックを用いたものであり、教育研究の対象は変更せず、従来の考え方を踏襲している。教育研究の対象の範囲については、今後も学内で議論していくこととしている。

○ 体育・スポーツ及び武道は、鹿屋体育大学のカリキュラムとしてあるがレクリエーションはどのようにカリキュラムに組み込まれ、教育研究が行われているか明確でない部分があった。レクリエーションを明記するかについては、将来の検討事項としていただきたい。

○ 大学院体育学研究科とレクリエーションが同じカテゴリーで整合性がとれるのか検討していただきたい。

● 鹿屋体育大学の設置目的の中に社会体育という文言があり、現在はそれを生涯スポーツとして取扱っているが、その振興は本学の重要な目的の一つでもある。レクリエーションは、生涯スポーツを普及する上で重要な部分を担っている。

また、従来スポーツとは位置づけられていなかった多くの身体活動が、今ではスポーツと考えられており、競技スポーツからラジオ体操やジョギング、ウォーキング等に至るまでその範囲も広がってきている。

本学においても、競技スポーツ、生涯スポーツを含むスポーツの範囲を総称で定義することの提案を行うものである。

● 総称の中で健康という文言が唐突にでてきているが、条文中の内容との関連はどうか。

● 「スポーツ・健康」は、本学のような体育・スポーツ系大学・学部の教員が申請対象とする科学研究費補助金の主たる分野が「健康・スポーツ」とされているように、「スポーツ・健康」は複合語として問題はなく、本学の実体に即したものと考える。また、文部科学省の組織が従来の体育局からスポーツ・青少年局とされたほか、各県教育委員会等の体育所管課はスポーツ健康課という名称を使用する例が増加していること、NPO法人においても同様の使用例があること、京都教育大学、順天堂大学、流通経済大学等、いわゆる体育系の学部等の名称にも使用されていること、などから「スポーツ健康」の用語より複合性が強い「スポーツ・健康」の文言そのものが奇異な造語であるという批判は当たらない。

また本学は、学部レベル、大学院レベルを通じた教育研究において、意識的に「運動による健康づくり」を取り上げており、「健康」の形式的な解釈としては、仮にレクリエーションに対応するものと位置づけるとしても、実質的には「体育・スポーツ、レクリエーション及び武道」を通じた教育研究や人材養成の実体に沿うものと考えられる。

総称の範囲については、レクリエーションの取扱いも含めて今後学内で議論を進めていく予定である。

(6) 学校教育法の改正に伴う規則等の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、平成17年7月に学校教育法の改正に伴い、平

成19年4月1日における本学の教員組織の整備方針に基づく規則等の一部改正について説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(7) 平成19年度給与改定等に伴う規則等の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、平成18年人事院勧告に基づいた国家公務員給与法及び人事院規則の改正に準拠し、鹿屋体育大学役員給与規則等を一部改正することについて説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(8) 国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、法人化後の非常勤職員の雇用の実情に鑑み、定年の設定、試用期間の設定及び技術補佐員の新設等が必要とみられるため、国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則の一部を改正することについて説明が行われ、以下の質疑が行なわれた後、原案のとおり了承された。

- 試用期間は、2ヶ月間を明示して雇用開始するという理解でよいのか。
- そのとおりである。採用時の労働条件も含めて明示する。
- 試用期間後は、正規の雇用とみなされるが、正規雇用の取扱いを行うのか。
- 任期を付して、非常勤職員としての正規の雇用とする。過去に勤務不良の非常勤職員がいたことから試用期間を付すこととした。
- 同様の問題を抱えている企業も多い。試用期間の最初の時点で明示することが重要であり、その後に条件を付すと不当労働行為とみなされることもあるので留意されたい。

(9) 国立大学法人鹿屋体育大学災害補償規程の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、人事院規則の改正に伴い本学災害補償規程の一部改正について説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(10) 鹿屋体育大学の研究活動に係る行動規範及び鹿屋体育大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程の制定について

三觜委員から配付資料に基づき、研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－に基づき、本学における研究活動に係る行動規範及び不正行為に関する取扱規程を制定することについて説明が行われ、以下の質疑が行なわれた後、原案のとおり了承された。

- 鹿屋体育大学は顧問弁護士を置いているのか。置いていない場合、法廷闘争が生じたときの対応について伺いたい。
- 現在、顧問弁護士は有事の際にスポット契約で対応することとしている。幸いにして法人化以後、法廷闘争につながるような事案がなかったことから、顧問弁護士は置いていない。しかし、リスクマネジメントの観点から顧問弁護士の配置は重要なことであることから、今後検討していきたい。
- 学則の改正においては、「体育・スポーツ、レクリエーション及び武道」を「スポーツ・健康」に総称すると規定されているが、本行動規範の前文においては、「体育・スポーツ、武道及び健康」という表現されており、整合性がとれていないのではないか。
- 本行動規範を含めた学則以外の規程等について、教育研究の対象範囲の表現がそれぞれ異なっているケースがある。今回の学則改正を機に関連する他の規程等の整合性を精査するきっかけとなるよう提案したものであり、関連する規程等の

改正を進めていく。

改正にあたっては、中期目標等、関連する規程等を全て即座に変更できない事情もあることから、学内の議論を進めながら、学則と整合性がとれるよう段階的に改正していく予定である。

5) 報告事項

(1) 平成19年度会計監査人の選任について

三觜委員から配付資料に基づき、平成19年度会計監査人の選任について報告が行われた後、以下の意見があった。

- 第1回経営協議会（平成18年6月）の事前打合せを受けた際、不祥事を起こした中央青山監査法人（現みすず監査法人）との契約に当たっては動向を注視することの指摘を行ったが、その監査法人と契約していたのか。
- 平成18年4月に会計監査人を変更することについて、他大学の動向を見極めながら文部科学省と相談して、平成18年度は青山中央監査法人と継続して契約を行ったが、結果として会計監査法人の解散に至っている。平成19年度の契約にあたっては現在、会計監査人を公募中であり、応募した監査人の資質・能力を学内で評価し、文部科学省へ推薦することとしている。

(2) 国立大学法人鹿屋体育大学リスクマネジメントポリシーの制定について

三觜委員から配付資料に基づき、リスクマネジメントを推進するため、基本的な考え方、行動方針、基本的な対処方針を定めたことについて報告が行われた後、用語の統一の要望及び以下の意見があった。

- 以前、鹿児島県で交通網が遮断されるほどの自然災害があった。自然災害が起きた場合は、携帯電話が使えない状況も発生し、対応として報道機関の放送を活用することも非常に有効な通信手段である。

また、大学の地理的環境を考慮した場合、放送局はローカルで情報の伝達を行っており、必ずテレビ等で放送されるため、鹿児島市との連絡、鹿児島市への拠点づくりは不可欠となる。

さらに、大学だけではなく地域の報道機関との連携を視野に入れたリスクマネジメントの検討や訓練を行っておくことが重要である。

大学で市民も含めた訓練の実施や大学を避難場所として機能させることも広報の一つであり、自然災害に対して大学の機能を活用させるなど、行政へのアプローチも重要なことである。

6) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

松下委員から配付資料に基づき、平成19年度体育学部、大学院体育学研究科の入学試験の結果及び平成18年度卒業・修了予定者数とについて報告があった。

その後、西菌学長補佐から配付資料に基づき、平成19年度重点強化競技及び重点強化選手の指定について報告が行われた後、「競技団体」の用語の整理を行うことの要望及び以下の意見があった。

- 本指定は、サークル又は競技を指定しているのか不明な部分がある。例えばビーチバレーにおいては、競技を指定しているのか又は、男子バレーボール部を指定しているのか。
- 競技としてのビーチバレーを指定している。
- 鹿屋体育大学においては、競技を指定するのかサークルを指定するのか明確に

する方がよいと思われる。

- 日本では、スポーツの用語の訳は徹底していない部分がある。そこを認識した上で、競技団体という文言等の取扱いについては、体育を専攻としている鹿屋体育大学の内部において整理をしていただきたい。

ところで、(独)日本学生支援機構で実施している「優秀学生顕彰事業」において、鹿屋体育大学の学生2名が奨励賞を受賞した。

その中で自転車競技の選手が、目標をプロに置いていることを論文に書いた。スポーツの究極にプロがあることを理解しないと、スポーツは成り立たない。体育大学としては、学生がプロに進むことも大事なことであり、競技力向上のために有意義であることも認識、強調していく必要があるのではないかな。

また、学生がスポーツに関する論文で「優秀学生顕彰事業」に応募したことは有意義なことであり、このような事業に手を挙げ続けることが大事なことである。大学は、そのような学生を後押しし、学生自身がスポーツを通じて得られた体験を公表し続けることでスポーツが理解されていくのではないかな。さらに、学生にスポーツに関することを公表する場や機会を与えることが、大学として評価される時代になっていることを体育系の大学は理解すべきである。

その後、配付資料に基づき、西菌委員から学生の競技成績、平成18年度各種表彰受賞者について報告、芝山委員から高気圧エアークエンバーによる競技力向上支援、SCO-OP国際研究フォーラム2007の開催結果についての報告、高橋委員から新規の広報事業についてそれぞれ報告があった。

7) その他

高橋委員、倉田附属図書館長から退任の挨拶が行われた。